

【別紙6】 BIMデータの作成について

1 BIMモデルの作成

特定事業者は、関係者間の合意形成の円滑化、施工の合理化・効率化のため、構造躯体及び共用部の設備機器・配管等を3次元化したBIMモデルを作成すること。

2 成果品として提出するBIMデータ等

以下に示す成果品を、電子納品の対象として提出すること。

- ・BIMデータ（オリジナルファイル及びIFC形式ファイル）
- ・BIM作成の過程で作成した関連データ（BIMデータに格納されたPDF、DWG、JPG等）

3 その他

BIMデータ内に、機密性の確保に支障をきたす情報が含まれないようにすること。